

【速報】平成 25 年度税制改正大綱の内容

平成 25 年 1 月 24 日、自由民主党及び公明党から平成 25 年度税制改正大綱が発表されました。主な改正項目は、以下の通りです。

税制改正大綱の内容

税目	項目	改正案の内容			
相続税	税率の見直し	【現行】		【改正案】	
		法定相続分	税率	法定相続分	税率
		1,000 万円以下の金額	10%	1,000 万円以下の金額	10%
		3,000 万円	15%	3,000 万円	15%
		5,000 万円	20%	5,000 万円	20%
	1 億円	30%	1 億円	30%	
	3 億円	40%	2 億円	40%	
	—	—	3 億円	45%	
	3 億円超の金額	50%	6 億円	50%	
	—	—	6 億円超の金額	55%	
平成 27 年 1 月 1 日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用します。					
	基礎控除の見直し	【現行】		【改正案】	
		① 定額控除	5,000 万円	3,000 万円	
		法定相続人	1,000 万円に法定相続	600 万円に法定相続	
		② 比例控除	人数を乗じた金額	人数を乗じた金額	
平成 27 年 1 月 1 日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用します。					
	小規模宅地等についての特例の見直し	① 特定居住用宅地等に係る特例の適用対象面積が 330 m ² (現行 240 m ²) までの部分に拡充されます。			
		② 老人ホームに入所した場合でも、介護が必要なために入所したものであり、家屋が貸付け等の用途に供されていない場合には、特例を適用することができます。			
		①については平成 27 年 1 月 1 日以後、②については、平成 26 年 1 月 1 日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用します。			
	死亡保険金の非課税限度額	死亡保険金の非課税限度額については、現行の 500 万円に法定相続人の数を乗じた金額から変更せず、見直しは行わない見込みです。			
	事業承継税制の要件緩和	非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予（一定の自社株式の相続・贈与について一定の納税が猶予される制度）について、主に以下の要件緩和等を行います。			
		① 経営承継相続人等者は、非上場会社を運営していた被相続人の親族であることとする要件が課せられていましたが、この要件が撤廃され、親族以外の者に承継する場合にも適用可能になります。			
		② 贈与税の納税猶予においては、贈与時に贈与者が役員でないことが要件となっていたが、贈与時に役員であっても代表権を有していなければ適用可能になります。			

		<p>③ 役員である贈与者が、給与の支給等を受けた場合であっても、贈与税の納税猶予の取消事由に該当しないこととなります。</p> <p>④ 納税猶予の取り消し事由に係る雇用確保要件について、一定の基準日において雇用の8割を維持できなくなった場合を、5年間の平均で雇用の8割が維持できなくなった場合に緩和することとなります。</p> <p>⑤ 納税猶予額の計算において、債務・葬式費用を相続税の課税価格から控除する場合には非上場株式等以外の財産の価額から控除して計算します。</p> <p>⑥ 一定の場合には、株券を発行しなくても納税猶予制度の適用が認められます。</p> <p>⑦ 納税猶予税額の全部又は一部を納付する場合の利子税は、現行の年2.1%が0.9%（特例基準割合が2%の場合）に引き下げられます。</p> <p>⑧ 経済産業大臣の事前確認制度が撤廃されます。</p> <p>⑨ 資産保有型会社、資産運用型会社の要件について、以下の見直しを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時使用従業員数が5人以上である要件は、経営承継相続人等と生計を一にする親族以外の従業員数で判定します。 ・ 商品の販売・貸付け等を行っていることとする要件について、経営承継相続人等の同族関係者等に対する貸付を除外します。 <p>⑩ 資産保有型会社・資産運用型会社に該当する認定会社等を通じて3%以上の上場株式等を保有する場合には、納税猶予税額の計算上、当該上場株式等相当額を算入しません。</p> <p>⑪ 納税猶予の取消事由である「総収入金額が零となった場合」について、総収入金額の範囲から営業外収益及び特別利益を除外します。</p> <p>所要の経過措置を講じた上、平成27年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用します。</p>																																																																								
	国外財産に係る課税	日本国内に住所を有しない個人で日本国籍を有しないものが、国内に住所を有する者から相続若しくは遺贈又は贈与により取得した国外財産を、相続税又は贈与税の課税対象に加えます。																																																																								
贈与税	税率の見直し	<p>相続時精算課税制度の対象とならない贈与財産に係る贈与税の税率構造について、次の見直しを行います。</p> <p>① 20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産に係る贈与税</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">【現行】</th> <th colspan="2">【改正案】</th> </tr> <tr> <th>課税価格（110万円控除後）</th> <th>税率</th> <th>課税価格（110万円控除後）</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200万円以下の金額</td> <td>10%</td> <td>200万円以下の金額</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>300万円 "</td> <td>15%</td> <td>400万円 "</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>400万円 "</td> <td>20%</td> <td>600万円 "</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>600万円 "</td> <td>30%</td> <td>1,000万円 "</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>1,000万円 "</td> <td>40%</td> <td>1,500万円 "</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td></td> <td>3,000万円 "</td> <td>45%</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超の金額</td> <td>50%</td> <td>4,500万円 "</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td></td> <td>4,500万円超の金額</td> <td>55%</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(注) 8,410万円までの贈与は減税になります。</u></p> <p>② 上記①以外の贈与を受けた財産に係る贈与税</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">【現行】</th> <th colspan="2">【改正案】</th> </tr> <tr> <th>課税価格（110万円控除後）</th> <th>税率</th> <th>課税価格（110万円控除後）</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200万円以下の金額</td> <td>10%</td> <td>200万円以下の金額</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>300万円 "</td> <td>15%</td> <td>300万円 "</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>400万円 "</td> <td>20%</td> <td>400万円 "</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>600万円 "</td> <td>30%</td> <td>600万円 "</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>1,000万円 "</td> <td>40%</td> <td>1,000万円 "</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td></td> <td>1,500万円 "</td> <td>45%</td> </tr> </tbody> </table>	【現行】		【改正案】		課税価格（110万円控除後）	税率	課税価格（110万円控除後）	税率	200万円以下の金額	10%	200万円以下の金額	10%	300万円 "	15%	400万円 "	15%	400万円 "	20%	600万円 "	20%	600万円 "	30%	1,000万円 "	30%	1,000万円 "	40%	1,500万円 "	40%	—		3,000万円 "	45%	1,000万円超の金額	50%	4,500万円 "	50%	—		4,500万円超の金額	55%	【現行】		【改正案】		課税価格（110万円控除後）	税率	課税価格（110万円控除後）	税率	200万円以下の金額	10%	200万円以下の金額	10%	300万円 "	15%	300万円 "	15%	400万円 "	20%	400万円 "	20%	600万円 "	30%	600万円 "	30%	1,000万円 "	40%	1,000万円 "	40%	—		1,500万円 "	45%
【現行】		【改正案】																																																																								
課税価格（110万円控除後）	税率	課税価格（110万円控除後）	税率																																																																							
200万円以下の金額	10%	200万円以下の金額	10%																																																																							
300万円 "	15%	400万円 "	15%																																																																							
400万円 "	20%	600万円 "	20%																																																																							
600万円 "	30%	1,000万円 "	30%																																																																							
1,000万円 "	40%	1,500万円 "	40%																																																																							
—		3,000万円 "	45%																																																																							
1,000万円超の金額	50%	4,500万円 "	50%																																																																							
—		4,500万円超の金額	55%																																																																							
【現行】		【改正案】																																																																								
課税価格（110万円控除後）	税率	課税価格（110万円控除後）	税率																																																																							
200万円以下の金額	10%	200万円以下の金額	10%																																																																							
300万円 "	15%	300万円 "	15%																																																																							
400万円 "	20%	400万円 "	20%																																																																							
600万円 "	30%	600万円 "	30%																																																																							
1,000万円 "	40%	1,000万円 "	40%																																																																							
—		1,500万円 "	45%																																																																							

		1,000 万円超の金額	50%	<u>3,000 万円</u> "	<u>50%</u>
		—		<u>3,000 万円超の金額</u>	<u>55%</u>
		<u>(注)3,610 万円までの贈与は減税になります。</u>			
		平成 27 年 1 月 1 日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用します。			
	相続時精算課税の要件緩和	相続時精算課税制度の適用要件について、次の見直しを行います。 ① 受贈者の範囲に、20 歳以上である孫（現行 推定相続人のみ）を追加します。 ② 贈与者の年齢要件を 60 歳以上（現行 65 歳以上）に引き下げます。			
	教育資金の一括贈与に係る非課税措置	受贈者（30 歳未満の者に限る。）の教育資金に充てるためにその直系尊属が金銭等を抛出し、金融機関（信託会社（信託銀行を含む）、銀行等）に信託等をした場合には、受贈者 1 人につき 1,500 万円（学校等以外の者に支払われる金銭については、500 万円を限度とする。）までの金額に相当する部分については、平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの間に抛出されるものに限り、贈与税を課さないこととします。 なお、教育資金とは、文部科学大臣が定める次の金銭をいいます。 ① 学校等に支払われる入学金その他の金銭 ② 学校等以外の者に支払われる金銭のうち一定のもの (注) 受贈者が 30 歳に達した場合の残額に対しては 30 歳に達した日に贈与があったものとして贈与税が課税され、受贈者が死亡した場合には残額について贈与税は課税されません。			
	最高税率の見直し	平成 27 年分以降の所得税は、現行の所得税の税率構造に加えて、 <u>課税所得 4,000 万円超</u> について 45%税率が設けられます。（住民税は現行どおり）			
所得税	住宅ローン控除	住宅借入金を有する場合の所得税額の特別控除（借入金の年末残高に控除率 1%を乗じて算出した金額）について適用期限を平成 29 年 12 月 31 日まで 4 年延長するとともに次の措置を講じます。 ① 住宅を取得等して平成 26 年から平成 29 年までの間に居住した場合には、年間で最大 40 万円、10 年間で最大 400 万円の税額控除（認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅の場合には年間で最大 50 万円、10 年間で最大 500 万円）が可能となります。 ※上記限度額は消費税率が 8%又は 10%である場合の金額であり、それ以外の場合における限度額は、現行どおり年間で最大 20 万円（認定住宅等の場合には 30 万円）とします。 ② ①の金額を所得税から控除しても控除しきれない場合には、翌年分の住民税からその残額を控除できます。住民税からの控除の上限額は所得税の課税総所得金額等の 7%、年間で最大 13 万 6,500 円とします。 ※上記限度額は消費税率が 8%又は 10%である場合の金額であり、それ以外の場合における限度額は現行どおり所得税の課税総所得金額等の 5%、年間で最大 9 万 7,500 円とします。			

	<p>公社債の課税の見直し</p>	<p>平成 28 年以降の所得について、公社債を特定公社債と一般公社債に区分し、それぞれ下記の取扱いとします。</p> <p>なお、特定公社債とは、国債・地方債・公募公社債・上場公社債・一定の仕組債などのほか、平成 27 年 12 月 31 日以前に発行された公社債が含まれます。</p> <p>① 特定公社債</p> <p>イ) 利子：現行 20%源泉分離課税⇒改正案 20%申告分離課税（※1）</p> <p>（※1）源泉徴収が行われたものについては申告不要の措置が設けられます。</p> <p>ロ) 譲渡所得（※2）：現行非課税⇒改正案 20%申告分離課税</p> <p>（※2）損失が生じた場合は他の特定公社債の譲渡所得と相殺が可能です。</p> <p>ハ) その他：特定口座での受け入れを可能とし、特定口座内の上場株式等の配当・譲渡損益との通算が認められます。</p> <p>② 一般公社債</p> <p>イ) 利子：現行 20%源泉分離課税を維持（※3）</p> <p>（※3）<u>同族会社が発行した社債の利子で同族会社の役員などが支払いを受けるものは総合課税の対象となります。</u></p> <p>ロ) 譲渡所得：現行非課税⇒改正案 20%申告分離課税</p> <p>③ 共通</p> <p>イ) 公社債の償還差益</p> <p>現行では、割引債は発行時に原則 18%源泉分離課税、その他（アンダーパー発行の利付債やゼロクーポン債等）は償還があった時点の雑所得として総合課税の対象とされていますが、改正案では譲渡所得とみなして償還時に 20%申告分離課税の対象となります。</p>
	<p>上場株式等の 10% 軽減税率の廃止</p>	<p>上場株式等の配当等及び譲渡益は、現行 10%（所得税 7%、個人住民税 3%）の軽減税率が廃止され、平成 26 年以降の所得については本則の 20%（所得税 15%、個人住民税 5%）税率が適用されます。</p>
	<p>日本版 ISA （少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置等）</p>	<p>20 歳以上の居住者等が平成 26 年から平成 35 年までの 10 年間に開設した 1 口座につき、口座開設日の属する年の 1 月 1 日以後 5 年間、非課税投資総額 500 万円（毎年新規投資で 100 万円（上限）×5 年）までの運用益（配当や譲渡所得）が非課税となります。</p> <p>ただし、上記非課税口座で損失が生じた場合、他の口座で生じた譲渡益や配当等とは損益通算ができません。</p>
	<p>株式等に係る譲渡所得等の分離課税の改組</p>	<p>上場株式等と非上場株式等に係る譲渡所得等を別々の分離課税制度とし、①特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税と、②一般公社債等及び非上場株式等に係る譲渡所得等に係る分離課税に改組します。</p> <p>具体的な施行時期や内容は明記されておらず、どのような趣旨の改組であるのか、法案で詳細が明らかにされるものと思われます。</p>
	<p>法人税 雇用・労働分配の促進</p>	<p>雇用者に対して給与等の増加割合が基準事業年度比で 5%以上となった場合には、その増加額の 10%の税額控除ができるようになります。</p> <p>※平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに開始する各事業年度</p> <p>雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度（雇用促進税制）について、税額控除限度額を現行の 20 万円から 40 万円（増加一人当たり）に引き上げます。</p>
	<p>交際費枠の拡大</p>	<p>中小法人に係る「交際費等の損金不算入制度」が緩和されます。</p> <p>上限額：現行 600 万円→改正案 800 万円</p> <p>上限額までの損金不算入割合：現行 10%→改正案は廃止（すべて損金算入）</p>

消費 税	軽減税率の導入	<p>平成 26 年 4 月～：8%（決定済）</p> <p>平成 27 年 10 月～：10%（決定済）</p> <p>消費税率 8% 引上げ時には特別な措置はありません</p> <p>消費税率 10% 引上げ時に軽減税率制度を導入予定です。</p> <p>軽減税率を適用する対象品目や軽減する消費税率などを今後検討する。</p>
そ の 他	延滞税等の軽減	<p>現在の低金利状況に合わせ、延滞税、利子税、還付加算金の割合を変更します。</p> <p>延滞税については特例基準割合を実質的に 2% 程度とし、年 14.6% 部分を年 9.3% 程度、年 7.3% 部分（現状 4.3%）を年 3% 程度に軽減します。</p> <p>還付加算金は特例基準割合の 2% 程度とします。</p> <p>※平成 26 年 1 月 1 日以後の期間に対応する延滞税等について適用します。</p>
	登録免許税	<p>土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を 2 年延長します。（現状 1.5%）</p>

[担当：笹島・川口・高橋・押渡部]